

地方公営企業法の適用に関する研究会報告書（項目案）

1. はじめに

- (1) 本研究会の目的（調査チームについても言及）
- (2) 地方公営企業法の概要、法適用の状況
- (3) 法適化に関するこれまでの議論の流れ

2. 法適化の背景と意義

- (1) 背景－地方公営企業を取り巻く環境の変化－
人口減少、厳しい財政状況、アセットマネジメントに関する意識の高まり 等
- (2) 意義
 - ・ 総論
 - ・ 損益情報、ストック情報の的確な把握による適切な経営方針・経営計画の策定
 - ・ 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
 - ・ 住民や議会によるガバナンスの向上
 - ・ 企業間での経営状況の比較

3. 公営企業の現状

- (1) 各事業の内容・現状、法適化に当たっての留意点
 - ① 各事業の内容・現状
 - ② 法適化に当たっての留意点
 - ・ 小規模事業の取扱い
 - ・ 事業固有の性格 等
- (2) 法適化に関する地方公共団体の意見（アンケート結果）
適用に係る課題、移行に要する期間・職員数、必要な支援策、メリットの活用 等

4. 法適化に当たっての課題と対応

- (1) 支援協力体制の強化
- (2) 財政的支援の強化
- (3) 資産の整理手法の提示
- (4) 十分な移行期間の確保
- (5) 小規模事業・小規模団体への対応
- (6) その他の課題
資本費平準化債、出納取扱機関の担保提供義務、法定耐用年数 等

5. 地方公共団体の懸念に対する見解

- (1) 繰入制限に関する懸念
- (2) 経費回収率の考え方

6. 今後の法適化に関する考え方

- (1) これまでの当然適用と任意適用の考え方
- (2) 法適化の際の留意事項
 - ・ 移行期間
 - ・ 段階適用
 - ・ 事業の実状（事業の性質、地方公共団体の認識、地方公共団体の負担）
- (3) 法適化の必要性が高い事業

全ての事業について適用を推進することが望ましいが、中でも法適用の必要性が高い事業を法適化の対象とすべき
- (4) 法適化の時期の考え方

地方公共団体の状況等を踏まえ、検討する必要がある。

7. その他

- ・ 新たな地方公会計基準との関係 等